

これまでの議論を踏まえた 更なる検討事項

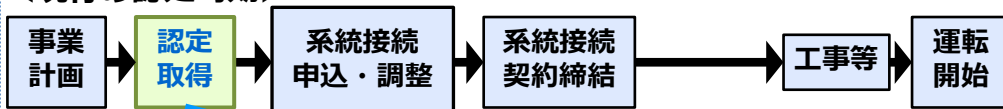
資源エネルギー庁
平成27年11月26日

論点 1) 新認定制度のあり方

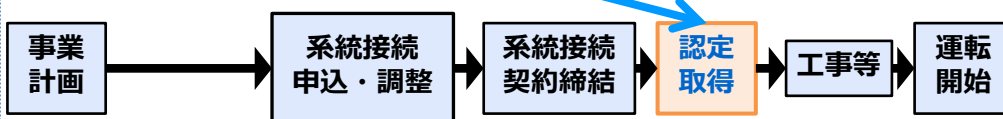
- 再生可能エネルギー発電事業を営む者の事業の確実性、合理性等の適切性を担保するため、新たに再生可能エネルギー発電事業の事業内容の適切性を確認した上で、固定価格買取制度の対象とする認定制度を創設するとともに、事業開始後に、事業者が遵守すべき事項を設定し、その遵守を求める等の措置を講じることを検討する。
- 具体的には、国民負担の下で再生可能エネルギーの導入促進を図る固定価格買取制度を活用して再生可能エネルギー発電事業を行うに当たり、以下の視点から、適切な事業の実施を求める必要があるのではないか。
 - 系統接続の確保など、確実に事業を開始することができるか。
 - 今後、我が国のエネルギー供給の一翼を担う電源として、事業期間にわたり、適切な保守管理を行うなど、確実に発電を営むことができるか。
 - 地域との共生、適切な廃棄・リサイクルのための取組を行っているか、法令を遵守した事業になっているか、適切な情報公開を行っているかなど、一定の社会的責任を果たしているか。
 - 電気の安定供給の確保のために貢献するという電気事業者としての責務を果たしているか。

認定時に求めること

<現行の認定時期>



<見直し案>



- ✓ 事業確度の高い段階での申請
- ✓ 事業計画の妥当性・確実性の審査
- ✓ 着工から廃止段階までの事業の進捗にコミット

認定後に求めること（遵守事項）

○安全性の確保や発電能力の維持

- 適切な点検・保守を行うこと
- 発電量を的確に計測すること
- 発電量等の定期的報告を行うこと

○発電事業の継続性

- 継続的・安定的に発電をすること

○地域との共生

- 事業廃止時に適切に設備の撤去・処理を行うこと

- ※適切な事業実施が行われていない場合に経済産業大臣が改善を求める。
- ※改善命令に従わない場合に認定の取り消しを可能とする。
- ※他法令への不適合であって適正な事業継続が困難である場合にも、認定取り消し等の是正措置を講じることができるよう措置。

論点2) 認定制度の見直しに伴う既認定案件への対応

既認定未稼働案件の増加が顕在化する状況を踏まえ、今後、系統接続の契約など事業の内容を確認した上で、事業実施の可能性が高い事業のみを認定する制度を導入する場合、新認定制度開始までに、現行制度下で設備認定を得た案件については、以下の取扱いとしてはどうか。

1. ①発電事業を開始している（運転開始済の）案件、②事業開始に至らないが系統接続契約の締結など新認定制度の認定要件を満たす案件は、現行制度の認定のステータス（買取価格等）を活かすこととする。
2. その際、事業実施の可能性の判断には発電事業者が系統接続を確保しているかどうかが重要な要素となるため、新制度への移行までの間に電力会社に対して、工事費負担金の請求額を決めるための入札の迅速な実施などの取組を求めることが必要である。
※ 50kW未満の低圧電源については、分割案件などの例外的な場合を除き、基本的に系統事由により接続契約手続は停滞していない。
(平成26年度の事業用太陽光の認定件数25.5万件中、24.5万件が低圧案件)
3. ただし、工事費負担金の請求額を決めるための入札の結果が出るまでにやむを得ず時間がかかる場合などには、その結果が出るまでの間、一定の猶予期間を設ける等を検討。

論点3) 太陽光に関するコスト効率的な価格設定について

買取価格決定方式

- 事業用については、F I T制度施行により急激な導入拡大が進んでいる中でコスト効率的な事業者の導入を促すため、トップランナー方式を採用しつつ、事業者間の競争を通じた更なる価格低減を実現するため入札制度を活用してはどうか。
- 住宅用（10kw未満）については、自家消費を中心とする家庭への導入を行うものであり競争入札に馴染まないことから、予め価格低減スケジュールを設定する方式を採用してはどうか。

入札制度活用のイメージと検討課題

- F I T認定の申請に先立ち、買取価格に関する入札を行い、入札価額の低い事業者から優先的に、申請を行う権利を得る仕組みとしてはどうか。

1. 入札参加者の要件

- ・ 事業実施の可能性が高い事業のみを認定するとの新認定制度の趣旨に鑑み、入札参加時点で、場所・設備の仕様の決定や系統接続等、F I T認定の要件を確保できることを確認するべきではないか。

2. 落札者による実施の担保手段

- ・ ドイツでは、失効期限（24ヶ月）、保証金等を措置。

3. 落札者に適用する買取価格

- ・ ドイツでは、①pay-as-bid方式（各事業者の入札価額を買取価格とする）、②uniform price方式（入札価額の安い順に落札者を決定し、最後の落札者の入札価額を全事業者共通の買取価格とする）の2つを試行実施。

4. 関連情報の提供

- ・ 地域の小規模電源など様々な主体が参加しやすくなるよう、関連情報の提供など、制度上の配慮を検討する必要。

論点4) 送配電買取における小売電気事業者への引渡し方法

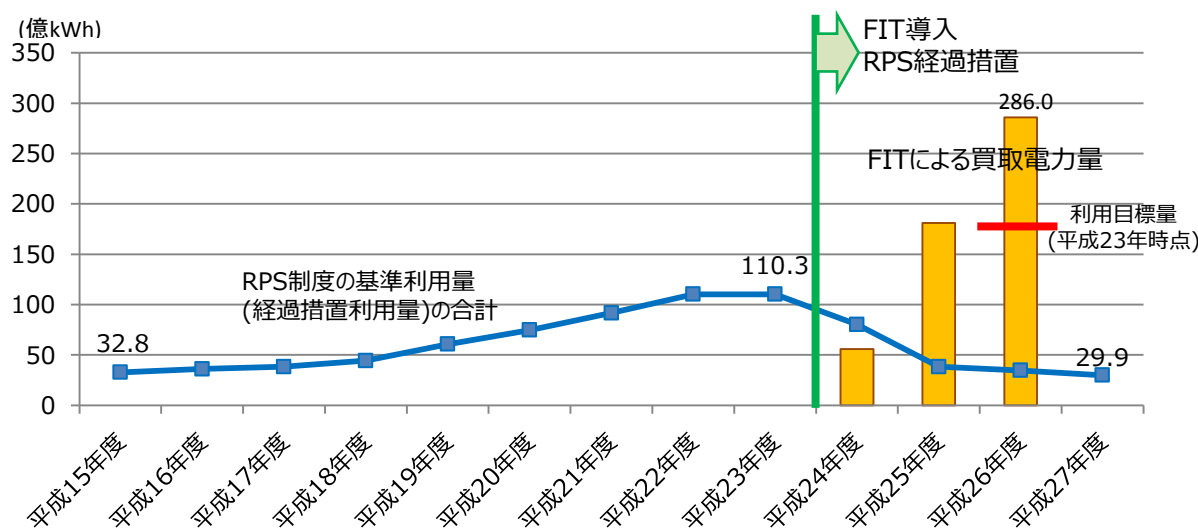
- 送配電買取における小売電気事業者への引渡し方法については、①市場経由の引渡しを基本とした上で、②売り先が決まっている場合には当該小売に引渡すこと、③沖縄や離島等、市場が活用できない場合等に小売への割付けにより引き渡すことを可能としてはどうか。
- それぞれの方法について、今後、課題への対応策を検討し、詳細設計を行うことが必要。

方法	電気の流れのイメージ	特徴
①市場経由の引渡し		○ 小売への配分が最も経済合理的に行われる。 △ 市場規模に比して大量のF I T電気が供出される場合の影響への対応が課題。
②売り先が決まっている場合 (発電・小売双方が希望する場合を想定)		○ 送配電が買い取った上で小売に引渡しを行うので、発電側から見た買取の安定性は保証される。 △ 広域融通など、送配電買取のメリットが減殺される。 ※ 「F I T 電気」との表示が可能。
③小売への割付け		○ 沖縄や離島等、市場が活用できない場合にも売渡しが確保できる。 △ 強制的に配分されるため、小売の調達自由度が相対的に低下する。 ※ 「F I T 電気」との表示が可能。

論点5) R P S 制度の経過措置の廃止

- 平成15年に全面施行されたR P S 制度は、新エネルギー等電気の利用目標量を定め、電気事業者に対してその利用を義務付ける制度であり、目標に向かって「基準利用量」を毎年増加させていた。
- **R P S 法は、再生可能エネルギー特別措置法の施行時に廃止されたが**、R P S 制度の下で設置された認定設備の投資回収ができなくなる恐れがあったこと等により、「**当分の間、なお、その効力を有する**」とした。
- しかし、**固定価格買取制度（F I T）の開始後、R P S 認定設備の多くはF I Tに移行し**、経過措置中の「経過措置利用量」は、認定設備の廃止の状況等にあわせて毎年減少している。また、R P S 制度の利用目標量はF I T 導入前の平成23年時点で平成26年度に173.3億kWhとされていたが、平成26年度のF I Tによる買取電力量は286.0億kWhと大幅に超過した。
- したがって、**一定の期間を設け、R P S 制度の経過措置を廃止してはどうか**。なお、投資回収が終わっていない認定設備があることに配慮して、F I T の調達期間が経過していない設備については、F I T への移行を認めることを検討してはどうか。

＜R P S 制度の基準利用量とF I T の買取電力量の推移＞



＜R P S 制度の認定設備＞

	平成23年度末		平成26年度末	
	設備数	出力合計	設備数	出力合計
風力	403	256万kW	74	4万kW
太陽光	152	10万kW	71	8万kW
地熱	1	0.2万kW	1	0.2万kW
水力	522	22万kW	404	18万kW
バイオマス	377	231万kW	163	126万kW
複合型	38	1.5万kW	24	1.2万kW
合計	1,493	520万kW	737	158万kW